

日本専門医機構による新専門医制度に於ける 外科専門医更新基準について

専門医は、適切な教育を受け、標準的な医療を提供し、患者から信頼される医師と定義されます。専門医制度では、専門医すべてが持つべき共通の能力と、各診療領域において備えるべき専門的診療能力とを明確にし、両者を公正に評価することを本旨としています。

専門医の更新では、診療に従事していることを示す勤務実態や診療実績の証明、知識・技能態度が適格であることを証明することが求められます。そこで、日本専門医機構(以下機構)による新専門医制度に於ける外科専門医更新は以下のごとく、①勤務実態の証明、②診療実績の証明、③講習受講をもって行います。

特段の理由(留学や出産・育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など)により、以下の更新申請資格を満たさない場合は、付記Ⅰ. またはⅡ. をご覧ください。なお、外科専門医を3回更新し、4回目の更新以降、NCD登録に基づく診療実績評価を本人の申し出があれば免除することができます。付記Ⅲ. 「4回目以降の更新」をご覧ください。

以下に更新基準、ならびに新制度完全発足までの期間における機構による外科専門医認定について記載します。これらの記載にしたがって、別紙に示す外科専門医資格更新申請書一式(様式1～6)を作成の上、日本専門医機構外科領域専門医委員会宛に提出してください。ただし、この更新基準については今後必要に応じて見直しする可能性があります。

【宛先】

日本外科学会気付

日本専門医機構外科領域専門医委員会 宛 (調整中)

(機構認定 外科専門医資格更新申請書在中 と付記してください)

更新基準

① 勤務実態の自己申告（必須）

勤務実態を証明する「自己申告書」（様式 2-1）として提出してください。勤務形態については、直近 1 年間の実態を記載ください。申告が実態と一致しているか否かについて「勤務実態自己申告書：詳細」（様式 2-2）によって勤務実態を検証することがあります。

② 診療実績の証明（必須）

5 年間に術者あるいは助手として 100 例以上の手術に従事し、NCD に登録していることが必要です。手術の内容については「手術手技一覧（参考資料 1）」に準じ、症例の内容は問いません。100 例 10 単位とし、下記の③の i) の更新単位として算定します。

付記 手術症例は、NCD のデータベースから抽出します。なお、NCD では、当年 1 月から 12 月までの手術症例は、原則として翌年 3 月末日を登録承認期限としています。その他、NCD 登録の詳細などは、NCD 事務局に照会してください。

③ 更新単位 50 単位（必須）

外科専門医資格更新に必要な単位の算定は以下に示す i)~iv) の 4 項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とします。4 項目について 5 年間で取得すべき単位数を示します。合計 50 単位の取得を求めます。（様式 3）

項目	取得単位
i) 診療実績の証明（上記②に該当）	10 単位
ii) 専門医共通講習	最小 3 単位、最大 10 単位 （このうち 3 単位は必修講習）
iii) 外科領域講習	最小 10 単位 このうち 5 単位は外科総論講習を必修とする
iv) 学術業績・診療以外の活動実績	最小 3 単位、最大 20 単位

i) 診療実績の証明（10 単位）

診療実績の証明は NCD に登録された手術症例で行います。過去 5 年の間に、100 例以上（10 単位）の手術に従事し、NCD に登録してあることが必要です。100 例以上の登録があれば一律 10 単位が付与され、100 例に満たない場合には 0 単位となります。

ii) 専門医共通講習（最小 3 単位、最大 10 単位：ただし、必修 3 項目をそれぞれ 1

単位以上含むこと)

すべての基本領域専門医が共通して受講する項目です。専門研修施設群のいずれかの施設が開催するもの、または外科領域専門医委員会で審議し、機構によって認められた講習会とします(たとえば、学術集会や地方会における講習会、地域の医師会が主催する講習会などですが、他の領域が主催する講習を受講しても、専門医共通講習については単位を算定できません)。1回の講習は1時間以上とし、1時間以上2時間未満には1単位、2時間以上のものには2単位と算定します。e-learningについても、受講を証明できるならば単位として認めることができます。

日本外科学会または関連する学会や団体等が開催する講習は原則として外科領域専門医委員会 または日本医師会 で審査・認定します。各都道府県の医師会が開催するものは原則として各都道府県医師会で審査・認定します。 専門研修施設群のいずれかの施設ならびに関連する施設等が開催するものについては、原則として日本専門医機構で審査・認定を行います。

なお、外科領域専門医委員会が専門医更新のための受講として適切であると認定した場合は、ワークショップ、シンポジウムなどの聴講も単位に含めることができます。営利団体が主催または共催するセミナー等は原則としてこれに含めないことにします。(ただし、外科領域専門医委員会で審議し、機構によって認められたものについてはこの限りではありません)。なお、講習会講師については1時間につき2単位付与することができます(上限数制限なし)。

受講講習については、専門医共通講習受講証明書(様式4)に受講証明書のコピーを貼り付けて提出してください。

これらの単位については、必須取得単位や項目別の最大単位をよく確認の上、総単位数が50となるように勘案して前述の単位集計表(様式3)にも記載してください。

以下に専門医共通講習に該当するものを示します。

- ・ 医療安全講習会(必修項目:5年間に1単位以上)
- ・ 感染対策講習会(必修項目:5年間に1単位以上)
- ・ 医療倫理講習会(必修項目:5年間に1単位以上)
- ・ 指導医講習会
- ・ 保険医療講習会
- ・ 臨床研究/臨床試験講習会
- ・ 医療事故検討会
- ・ 医療法制講習会
- ・ 医療経済(保険医療など)に関する講習会など

iii) 外科領域講習(最小10単位:ただし、認定を受けた外科総論講習を5単位以上含むこと)

外科専門医が最新の知識や技能を身につけるために必要な講習等への参加を目的としています。

単位付与の対象にできる講習等は外科専門医 教育研修単位一覧表(参照資料2)

で確認してください。日本外科学会が主催および指定する教育講演や領域別講習を5年間のうち必ず1回は受講することが必須です。

外科領域講習受講証明書(様式5)に記録の上、受講証明書のコピーを貼り付けて提出してください。

また講習会講師を担当した場合も単位を付与します(2単位/時間)

これらの単位については、他の項目の最大単位もよく確認の上、総単位数が50となるように勘案して前述の単位集計表(様式3)にも記載してください。

講習の規定は専門医共通講習と同様です。

iv) 学術業績・診療以外の活動実績(最小3単位、最大20単位)

算定可能な単位については、参照資料2 外科専門医教育研修単位一覧表で確認してください。ただし、最大20単位までとします。

日本外科学定期学術集会に少なくとも1回(2単位)以上の参加を強く勧めます。他の学術集会への参加も1~2単位で付与します。詳細は参照資料2で確認してください。学術集会(地方会を含む)への参加実績は5年間で最大6単位まで付与します。

外科領域学業業績等証明書(様式6)に記録の上、それぞれの証明書のコピーを貼り付けて提出してください。

これらの単位については、他の項目の最大単位も良く確認の上、総単位数が50となるように勘案して前述の単位集計表(様式3)にも記載してください。

- 1, 専門医試験問題作成、試験委員・監督など専門医試験に関する業務に携わった場合、1年度につき1単位算定できますが、委員としての委嘱状のコピーを提出すること。
- 2, 学会の認定を受けている学術雑誌の査読を行った場合、1論文につき1単位算定できますが、査読の依頼状と査読結果の写しを提出すること。
- 3, 地域・学校等で市民啓発目的の講演を行った場合、約60分で1単位(上限回数制限なし)算定できますが、講演会プログラム等コピーを提出する。
- 4, 校医を1年以上務めた場合、2単位(5年間で上限2単位)算定できますが、委嘱状のコピーを提出すること。
- 5, 講演会等で座長、司会を行った場合1単位算定できますが、その証明に抄録、プログラムのコピーを提出すること。
- 6, 学会推薦による日本医療安全調査機構の医療事故調査制度における外部委員を行った場合1年度につき2単位算定。

付記

I. 特別な理由(国内外の研究留学、病氣療養、妊娠、出産、育児、介護、災害被災、管理職就任など)のために専門医更新ができない場合の対応において各専門医が事情に応じて以下の2つ(I-1又はI-2)の方法のいずれかを選択することができます。

I-1 「専門医としての診療活動や自己学習が完全にできない場合」

専門医としての活動や自己学習が完全にできない場合は活動休止申請書（開始、終了期日を記載）と理由書を提出し、外科領域専門医委員会と専門医認定・更新部門委員会の審査と承認を経て専門医活動の休止が認められます。なお、休止期間は専門医を呼称する事はできません。休止期間に上限はありませんが、2年を超えて延長を希望する場合には3年目から1年間の休止期間の延長願いを理由書と共に提出して、上記委員会の承認を受けてください。専門医活動休止期間の満了や終了は上記委員会への申請と承認が必要です。その後、専門医としての活動が再開できるようになります。専門医の更新に際しては、活動休止期間を除く前後の合計5年間に規定の50単位を取得してください。

I-2 「専門医としての診療活動を定期的にはできないが自己学習などは継続できる場合：診療実績としての手術症例数が不足する場合」

更新基準のうち、「過去5年の間に、NCDに登録した100例以上の手術に従事していること」のみを満たさない場合は外科専門医の更新を猶予することができますが、日本外科学会認定登録医*として登録していただきます。なお、猶予期間中は専門医の標榜はできませんが、規定の手術症例を提示できれば外科専門医資格を復活することができます**。

*日本外科学会認定登録は日本専門医機構の認証する資格ではなく、自己学習は継続できるが「過去5年の間に、NCDに登録した100例以上の手術に従事していること」を満たさない場合の日本外科学会による認証資格で日本外科学会事務局が管理いたします。

**日本専門医機構認定外科専門医への移行申請を行う場合

日本外科学会認定登録医で診療経験（手術症例）を充足している場合（過去5年の間で100例以上の手術に従事し、自己学習を満たしている）、別紙に示す外科専門医資格更新申請書一式（様式1～6）を作成の上、日本専門医機構外科領域専門医委員会宛に提出してください。

II 「上記I以外の理由により規定更新単位を満たせなかった場合」

何らかの事情のため更新基準を満たせず、専門医資格の更新ができなかった場合には、外科領域専門医認定・更新部門委員会に理由書を提出し、審査を受けていただきます。審査において正当な理由があると認められた場合は、失効後1年以内に更新基準をすべて満たすことで外科専門医資格を復活することができます。（失効後復活までの期間は専門医ではありません）

また過去に外科学会専門医であったが、何らかの理由で資格を失った場合、資格喪失の理由書を添えて資格回復の申請を行い、外科領域専門医認定・更新部門委員会で認められた場合は、5年後に更新基準を満たすことにより資格を回復することができます。

III. 「4回目以降の更新」

外科専門医を3回更新し、4回目の更新以降、診療実績の10単位を免除した40単位で更新することができます。

新制度完全発足までの期間における機構による新基準に基づく外科 専門医認定の手順（移行措置）

- ・ 機構が定める更新基準の完全な運用は、2001年1月から4年間の準備期間を経て、2005年4月からとなります。日本外科学会における従来の専門医制度によって、更新においても一定以上のレベルが確保されてきたことに配慮しつつ、2001年1月～2005年3月の移行措置として、前述した更新基準を以下のように設定し、これを満たす場合には、「日本専門医機構認定外科専門医」（以降「機構認定専門医」と略す）としての認定が可能です。
 - ・ 2001年1月～2005年3月の移行措置における、機構による更新（機構認定専門医）は、日本外科学会でそれぞれの年度に更新条件を満たす方のみを対象としており、年度を前倒ししての更新は行ないません。つまり年度ごとに、その年の更新該当者を順次認定していくことになります。
 - ・ 日本外科学会の指定する期日に日本外科学会の更新基準を満たすものの移行措置の条件を満たさない方は、従来の日本外科学会認定の「外科専門医」（以降「学会専門医」と略す）として更新いたします。
 - ・ 学会専門医の更新を選択した場合は5年後に機構認定専門医をめざしていただきます。5年の間に、「機構認定専門医」としての前倒し更新は行ないません。なお、移行措置は2005年3月を持って終了し、2005年4月以後は「学会専門医」の更新を行うことはできなくなります。
 - ・ （外科領域の場合）2009年7月迄の期間は「学会専門医」と「機構認定専門医」は同等に扱われますが、それ以後は「機構認定専門医」が唯一の「専門医」資格となります。
 - ・ 日本外科学会の指定する期日（各年1月）に学会専門医更新資格に満たない方には原則として従来通り日本外科学会専門医制度規則施行細則に基づいて対応します。ただし、機構認定専門医の更新基準を満たしている場合の対応は、専門医委員会で個別に審査します。
 - ・ 日本外科学会では機構から示された基準に従って、機構認定専門医の開始時期を2001年1月以降に更新申請を行う学会専門医からとします。
 - ・ また、新制度の指導医資格の要件は外科領域研修委員会で定めています。「機構認定専門医」であることが望ましいと考えられますが、2009年3月までは「学会専門医」でも可能です。
- 1) 2001年の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合
- ・ 2002年1月が学会専門医更新年にあたる方は2000-3年1月～01年12月の5年間のうち学会専門医更新に必要となる4年分（学会更新分の4/5）に準じる条件と、新更新基準として直近1年分（2001年1月～2001年12月）の単位（勤務実態、診療実績と講習を合わせた単位を1/5程度）とを満たせば、機構認定専

門医の審査を受けることができます。この時期に満たすべき単位の細かな配分については、9ページに示す表を参考にしてください。

- ・ 2001年12月末日迄に学会更新基準は満たすものの新基準専門医としての基準を満たさない方は、学会認定専門医として更新します。
- ・ 2001年12月末日迄に学会専門医更新資格に満たない方には原則として従来通り日本外科学会専門医制度規則施行細則に基づいて対応します。ただし、機構認定専門医の更新基準を満たしている場合の対応は、研修委員会で個別に審査します。
- ・ 機構認定専門医の認定後は5年ごとの更新となります。
- ・ 専門医共通講習は施設で行われている講習会でも直近5年以内の受講証明ができれば算定可能です。

2) 2002年の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合

- ・ 2003年1月が学会専門医更新年にあたる方は2013年1月～17年12月の5年間のうち学会専門医更新に必要となる3年分(学会更新の3/5)に準じる条件と、新更新基準として直近2年分(2001年1月～2002年12月)の単位(勤務実態表、診療実績と講習を合わせた単位を2/5程度)とを満たせば機構認定専門医の審査を受けることができます。この時期に満たすべき単位の細かな配分については、9ページに示す表を参考にしてください。
- ・ 2002年12月末日迄に学会更新基準は満たすものの新基準専門医の基準を満たさない方は、2001年の場合と同様に、学会認定専門医として更新します。
- ・ 学会の指定する期日に学会専門医更新資格に満たない方に対する対応についても2001年の場合に準じます。
- ・ 機構認定専門医の認定後は5年ごとの更新となります。
- ・ 講習単位のなかには専門医共通講習の中の必修項目が1単位以上、外科領域講習の中の必修項目が2単位以上含まれている必要があります。
- ・ 専門医共通講習は施設で行われている講習会でも直近5年以内の受講証明ができれば算定可能です。

3) 2003年の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合

- ・ 2004年1月が学会専門医更新年にあたる方は2014年1月～18年12月の5年間のうち学会専門医更新に必要となる2年分(学会更新の2/5)に準じる条件と、新更新基準として直近3年分(2001年1月～2003年12月)の単位(勤務実態表、診療実績と講習を合わせた単位を3/5程度)とを満たせば機構認定専門医の審査を受けることができます。この時期に満たすべき単位の細かな配分については、9ページに示す表を参考にしてください。
- ・ 2003年12月末日迄に学会更新基準は満たすものの新基準専門医の基準を満たさない方は、2001年の場合と同様に、学会認定専門医として更新します。
- ・ 学会の指定する期日に学会専門医更新資格に満たない方に対する対応についても2001年の場合に準じます。
- ・ 機構認定専門医の認定後は5年ごとの更新となります。
- ・ 講習単位のなかには専門医共通講習の中の必修項目が1単位以上、外科領域講習

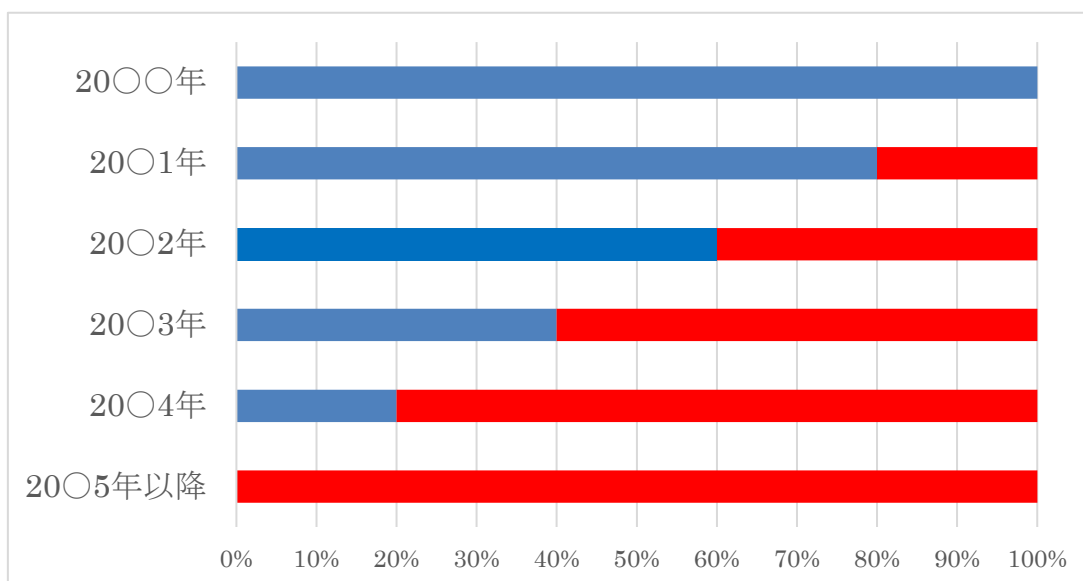
の中の必修項目が3単位以上含まれている必要があります。

4) 2004年の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合

- 2020年1月が学会専門医更新年にあたる方は2015年1月～19年12月の5年間のうち学会専門医更新に必要となる1年分(学会更新1/5)に準じる条件と、新更新基準として直近4年分(2001年1月～2004年12月)の単位(勤務実態表、診療実績と講習を合わせた単位を4/5程度)とを満たせば機構認定専門医の審査を受けることができます。この時期に満たすべき単位の細かな配分については、9ページに示す表を参考にしてください。
- 2004年12月末日迄に学会更新基準は満たすものの新基準専門医の基準を満たさない方は、2001年の場合と同様に、学会認定専門医として更新します。
- 学会の指定する期日に学会専門医更新資格に満たない方に対する対応についても2001年の場合に準じます。
- 機構認定専門医の認定後は5年ごとの更新となります。
- 講習単位のなかには専門医共通講習の中の必修項目が2単位以上、外科領域講習の中の必修項目が4単位以上含まれている必要があります。
-

5) 2005年の学会専門医更新該当者の場合

- 2005年の申請から、学会専門医更新申請はなくなります。機構による新更新基準を100%適用して更新申請していただきます。したがって、この時点における学会専門医更新資格の有無は問いません。
- 2005年12月末日迄に学会更新基準は満たすものの新更新基準を満たさない方は、機構認定更新時期を原則として1年のみ延長します。機構認定専門医の認定後は5年ごとの更新となります。



■ 外科学会専門医更新
 ■ 新更新基準

(旧カリキュラムにより研修中もしくは研修予定の専攻医の資格取
 扱い)

2018年3月以前に専門研修を開始した方々は学会専門医認定を受けることになります。その方々は学会専門医認定の5年後に機構認定専門医更新の対象となります。

特別な事情(海外留学、出産、病気療養など)により予定の期間内に学会認定専門医となれない方は従来の方で学会専門医をめざし、合格5年後の更新時に機構認定専門医の更新資格を得ます。したがって、2021年4月以降は一定の期間、学会専門医の初回認定と機構認定専門医の初回認定が一部混在することになります。

この間の学会専門医と機構認定専門医は同等の資格として扱われます。

なお、学会専門医試験不合格者は従来の方で学会専門医をめざします。新プログラムでの専攻医を経っていない方が機構認定専門医を取得するためには学会専門医に一旦合格する必要があります。

各更新時期における新更新基準部分の必要単位一覧表

項目	完全移行後の 機構認定専門医 の新更新基準 取得単位	学会専門医の各更新時期において必要となる 新更新基準部分の取得単位				
		2001年 1月	2002年 1月	2003年 1月	2004年 1月	2005年 1月*
i) 診療実績の証明	10単位	2	4	6	8	10
ii) 専門医共通講習	最小3単位、 最大10単位 (このうち3単位は必修講習)	最小0 最大2 必修講習 必須なし	最小1 最大4 必修講習 で1以上	最小2 最大6 必修講習 で1以上	最小3 最大8 必修講習 で2以上	最小3 最大10 必修講習 で3以上
iii) 外科領域講習	最小10単位 (このうち5単位は必修講習)	最小2 必修講習 必須なし	最小4 必修講習 で2以上	最小6 必修講習 で3以上	最小8 必修講習 で4以上	最小10 必修講習 で5以上
iv) 学術業績・診療以外の活動実績	3～20単位	0～4	1～8	1～12	2～16	3～20
i)～iv)の合計	50単位	10	20	30	40	50
外科学会専門医更新	(30単位)	24	18	12	6	0